

労働保険事務を代行します

事務が煩雑で分かりにくい。事務員を雇う余裕はないが、事業主が事務処理をする時間もない。労働局・ハローワークに行くのが面倒だ。事業主も労災に加入したい…とお考えの事業主のみなさん、長崎青色申告会労働保険事務組合に委託しませんか。

長崎青色申告会労働保険事務組合は、厚生労働大臣より認可を受けた団体で、みなさんからの委託を受けて、労災保険・雇用保険の事務代行を行っています。

雇用保険の取得・喪失の届出、離職票の作成や保険料の計算、申告書の作成および各関係機関への提出まで、労働保険に関する煩わしい事務を、貴事業所に代わって行います。

また、労働保険事務組合に加入をされると次のような特典もあります。

- 事業主や家族従業員も労働保険に特別に加入することができます
- 労働保険料を3回に分けて納めることができます
- 事務組合が、一括して事務処理をするので、事業所の事務が軽減されます

労働保険(労災保険・雇用保険)とは…

従業員(パート・アルバイトを含む)を一人でも雇っている事業所は、適用事業所となり、事業主は労働保険に加入しなければなりません(労働者災害補償保険法第3条・雇用保険法第5条)

委託できる事務の範囲は…

- ① 概算保険料、確定保険料などの申告および納付に関する事務
- ② 保険関係成立届、労災保険または雇用保険の加入申請、雇用保険の事務所設置届の提出等に関する事務
- ③ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④ 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ⑤ その他労働保険についての申請、届出、報告等に関する事務

委託手数料一覧

取扱人数	雇用保険	労災保険
1～2人	4,800円	2,400円
3～5人	6,000円	3,000円
6～10人	7,200円	3,600円
11人以上	(1人について) 700円	(1人について) 400円

※1 取扱人数は、概算保険料納付時の人数によります

※2 年の途中で委託した時は月割額とします

☆ くわしくは、下記までお問い合わせください ☆

長崎青色申告会

桜町4-1 (長崎商工会館3階) 電話 825-1989

ホームページからは、<http://www.nagasaki-aiiro.jp>